

令和元年 5 月 21 日参議院文教科学委員会議事録

[○松沢成文君](#) 日本維新の会・希望の党の松沢成文でございます。

私は、まず、オリンピックに関係して質問をしたいと思います。ただし、ゴルフ場の会場問題ではなくて、今日はたばこことスポーツの観点から質問をさせていただきます。

私は、東京オリンピックやラグビーのワールドカップまでにしっかりと受動喫煙防止対策をやらないと恥ずかしいと。それは、やっぱり国際条約にも日本は入っていますし、あるいは I O C や W H O の持つ協定の精神に向けてもきちっとやるべきだということで、この委員会や予算委員会でも、受動喫煙防止の対策を進めなきゃおかしいぞということを何度も質問してきたんですね。ようやく国会の方でも受動喫煙対策の法律ができ、開催地の東京都でも受動喫煙防止法というのができて、形は整ったんです。

そしたら、今年の二月にもう私的には大変うれしいニュースがありまして、それは、東京オリパラの組織委員会がこういう発表をしたんですね。大会中の全ての競技会場の敷地内で、建物内だけじゃないんです、敷地内で、加熱式たばこも含めて、もう全てのたばこについて完全禁煙とするという方針を打ち出したんですね。

実は、国の健康増進法でも東京都の条例でも、スポーツ施設というのは、施設内は禁煙だけれども、敷地内には喫煙所を置いて、そこで吸っていいという法的な枠組みなんですね。私、これじゃ物足りないといって随分文句言ったんですが、でもそうやって決まってしまったんです。

しかし、オリンピック施設、オリンピックの会場は、施設内だけじゃなくて敷地内も含めて全面禁煙でいくという、私的には非常にすばらしい方針を打ち出していただいたんですが、まず、今日は鈴木オリパラ大臣に来ていただいておりますけれども、こうした法令よりも厳しい規制となった経緯を簡単に説明いただきたいと思います。

○国務大臣（鈴木俊一君） オリンピック・パラリンピック大会におけますたばこの取扱いにつきましては、二〇一〇年にI O CとWHOが合意をいたしましたたばこのないオリンピックということを踏まえまして、原則、屋内禁煙とされてまいりましたけれども、I O Cからの指示に基づいて、二〇一八年の平昌大会では敷地内禁煙となったと承知をしております。

二〇二〇年東京大会であります、組織委員会によりますと、I O C側の強い意向と日本における禁煙意識の高まりを踏まえまして、観客及び大会スタッフは加熱式たばこも含めて競技会場敷地内を完全禁煙とする、そういう方針に決めたということ聞いております。

○松沢成文君 すばらしいと思いますが、ちょっとここで確認したいんですけどね。じゃ、オリンピックの会場、関連施設の中に、例えば練習場というのも入るんでしょうか。それから、今のオリンピックは、パブリックビューイングというのを自治体主導でどこか施設の中でやったり、公民館でやるときもありますよね。あと、何か最近、ライブサイトといって外でパブリックビューイングをやっちゃうと、こういうのもあるんですね。

これも私は、広く言うと、オリンピックに来た観客やオリンピック関係者を受動喫煙から守るという意味では、こういうところも全て敷地内全面禁煙とすべきだと思いますし、そうなっていることを期待するんですが、大臣、そこはいかがなんでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 先ほど申し上げました組織委員会の禁煙方針は、組織委員会が管轄する競技会場、それから練習会場のほか、同委員会が管轄するパブリックビューイング会場など、観客が存在する場所を対象とするものと聞いております。

一方、組織委員会が管轄しないパブリックビューイング会場などについては、その管理主体がたばこの取扱いを定めることになっておりまして、現在、関係者間で検討が行われていると、そういうふうに聞いております。

○松沢成文君 検討が行われているのであれば、是非ともオリパラ大臣の方から、国会でもこういう意見が出たということで、やっぱりどこが主催しようが、国関係であろうと自治体

関係であろうと、これはもうやっぱりオリンピックの一環として行われるわけですね、イベントですよ。それで、海外から来たお客さんなんかは、例えば国立競技場では敷地内全面禁煙になっていた、ああ、さすが日本、先進国だなど。でも、パブリックビューイングの方に行ったら、見ている後ろで、喫煙所があって、そこからたばこもくもくだったと、何なんだとこれほど、こうなりますよね。

ですから、これは国の施設であろうと地方の施設であろうと、オリンピックのレガシーとしたいわけですから、この受動喫煙対策を、是非ともオリンピック関連施設は全て敷地内禁煙でやるべきだというような意見を伝えていただければ大変有り難いと思います。

次に、実は四年前に、三年か四年前にこの委員会でもトレーニングセンター、味の素ナショナルトレーニングセンターへ視察を行った方、御一緒した委員さんもいらっしゃると思いますが、実はちょうどその頃、このトレセンで、NTCと呼びましょう、このトレセンで、ハンドボールの強化選手がその施設内で集団で喫煙をしていたというのがちょっとニュースになりまして、それで私、ここでも問題提起して委員会でも取り上げました。そういう経緯もあって、その選手たちは処罰を受けたんです、受けたんですね。

さて、それでこのNTCは建物内禁煙になったんです、完全に。ところが、ここ、まだ敷地内禁煙じゃないんですよ。だから、外に喫煙所みたいなものもあって、これ、確かにこれがオリンピック関連施設だと言えるかどうか分かりませんが、ここでオリンピックの選手を強化するわけですね。特に、医学的見地からスポーツ科学を分析して選手強化につなげるわけですよ。私は、このNTCも同様に、日本はオリンピックやるわけですから、敷地内禁煙しっかりと推進すべきだというふうに思いますが、これは担当が多分、文科大臣なんですよ。文科大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 今御指摘をいただいたとおり、NTC及び隣接する国立スポーツ科学センターにおいては、屋内施設は全面禁煙なんですけれども、屋外については指定場

所を除いて敷地内禁煙という立て付けとなっております。この敷地内の喫煙の在り方については、実は、ここは屋外テニスコートの一部施設を一般の方にも開放しているところでもありまして、そういったことも踏まえ、施設管理者である J S C において、関係者の意向も聞きながら十分に検討していくべきものと考えております。

○松沢成文君 私は、オリンピックをやって日本の受動喫煙対策がしっかり進んだと、まずスポーツ施設はきちっとやっているんだというのが私はレガシーだと思うんです。是非とも関係者と検討いただいて、これ、一般の人はテニスコートで受動喫煙していいということになりませんか。一般の人こそ守らなきゃいけないわけですから、敷地内全面禁煙するのが一番受動喫煙の心配がないわけでありまして、是非ともその方向で検討をしていただきたいというふうに思います。

さて、これもスポーツ施設全体の関連ですから、文科大臣に質問ということになるんでしょうか。オリンピック関連施設を全面禁煙にする、敷地内も含めてですね。これは、オリンピックがあるからやると同時に、オリンピックを契機として日本の健康政策のレガシーにしようということですよ。ですから、レガシーにするのであれば、オリンピックが終わってもこの関連施設は、まあオリンピックのためにやったんだから、オリンピック終わったら元の法律の範囲内に戻せばいいから屋外はいいよなんというんじゃ、レガシーになりませんか。オリンピックをやったことによって健康レガシーをつくるわけですから、オリンピックを契機にずうっとこういう施設は敷地内禁煙、これが一つの遺産になったんだというふうに私は捉えるべきだと思いますけれども、オリンピック後、こういう施設をオリンピックでやった規制と同じように建物内禁煙と同時に敷地内禁煙でずうっと継続していく、そういう方向でよろしいんですね。

○国務大臣（柴山昌彦君） 大会組織委員会が競技会場における禁煙方針、先ほど鈴木大臣の方から御紹介をいただきましたけれども、これはまさに東京大会のレガシーとして二〇二

○年以降も対策を継続していくことが私は望ましいと考えております。

委員が御指摘になられた大会終了後における競技会場の受動喫煙防止対策につきましては、既に先般、健康増進法の一部を改正する法律が成立をいたしましたけれども、この当該法律に基づいて各施設の管理者である地方公共団体等が判断されることではありますけれども、スポーツ基本法において、スポーツが国民の生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものと規定されていることも踏まえて、各地方公共団体には是非受動喫煙防止対策を率先して進めることについて私どもも働きかけてまいりたいというように考えております。

[○松沢成文君](#) 力強い方針を示していただいております。是非とも、文科省の方でもオリンピックのレガシーとして継続してこの規制は続けていこうという方向でやっていただけるものと信じております。

それともう一つ、私が五年前にこの問題を取り上げて安倍総理に予算委員会で質問したときは、実は、オリンピックの前にラグビーのワールドカップがあるんですね。ラグビーのワールドカップまでに国際的なたばこ規制、受動喫煙防止対策をやっていきますというのが安倍総理の宣言で、それから始まったんです、受動喫煙防止対策の議論は、本格的にですね。

ところが、法律ができた、法律の規制は来年の四月からですから、ラグビーのワールドカップ、九月に来ちゃうわけですね。じゃ、これ、ラグビーのワールドカップはこういう規制しなくていいのかということになっちゃうと思うんですが、私は、WHOの規定もメガスポーツイベントと書いてあるんです。オリンピックだけじゃないんです。FIFA、サッカーのワールドカップ、ラグビーのワールドカップ、そしてオリンピック、三大スポーツイベントは健康増進を図るためにきちっと受動喫煙防止対策をやっていこうというガイドを出しているわけですね。そうであれば、九月のラグビーワールドカップでも会場の敷地内も含めて、建物内、敷地内の禁煙方針を私は打ち出すべきだと思うんです。

それで、いやいや、今からじゃ間に合いませんよと、大体こういう反論が出てくるんですが、お金一つも掛からないんですよ、方針出せばいいんですから。例えば喫煙所を造るとか新しい施設造るとしたら予算取んなきゃいけないでしょう、あと三か月で来ちゃいますよ、間に合わないんですが。

これ、ラグビーの組織委員会に言って、やはりオリンピックだけじゃない、ラグビーのワールドカップからやろうという方向が示されて、安倍総理が言ってから始まったわけだから、法律的には来年の四月からの規制は始まるけれども、その前にきちっとした受動喫煙防止対策を打ってラグビーのワールドカップを迎えましょうと、それをラグビーの組織委員会に是非とも文科大臣の方から、まあ提言というか、お願いしていただけませんか。これ、予算掛からないし、日にちも掛からないんですよ、決断だけなんです、いかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） ラグビーワールドカップ組織委員会では、全ての観客に快適な観戦環境を提供することを目指した受動喫煙防止対策を取ることをございました。具体的には、今委員が御指摘のとおり、改正健康増進法の施行前ではありますけれども、この同法の方針に基づいて、原則屋内禁煙として、屋外においても、非喫煙者に配慮の上、必要な分煙措置がとられた場所に喫煙場所を設置する予定だということでもあります。

今、鈴木大臣から御紹介あったオリンピック・パラリンピック施設とは違うんですけども、文部科学省といたしましては、引き続き、主催者であるワールドラグビー及び運営を行う組織委員会において適切な受動喫煙防止対策が講じられるようしっかりと働きかけていきたいと考えております。

○松沢成文君 私いろいろ経験しているんですけど、スタジアムの中で、中は禁煙だけど、出たところに喫煙所があったらばこもこもってよくあるんですよ。あれ本当に何か雰囲気崩しますよね。もうやるんなら敷地内全部きちっとやって、本当に空気のきれいで健康的で、そういうスポーツ環境をつくるという、やっぱり私は政治の意思だと思うんですね。是非と

もラグビーの組織委員会にも大臣から働きかけていただければと思います。

鈴木大臣、済みません、ありがとうございます。これで。

次に、もう一点、たばこの問題なんです。

○委員長（上野通子君） 鈴木大臣、どうぞ御退室ください。

○松沢成文君 済みません。

次に、国立大学におけるこの受動喫煙防止方針について伺います。

長崎大学は、本年四月から、教職員採用の募集要項にこううたったんですね。受動喫煙から学生と教職員を守るために、喫煙する方の採用は見送らせていただきますと、なお、採用後の喫煙を誓約していただける場合はこの限りではありませんと。簡単に言えば、たばこを吸う方はうちちょっと求めていますと、今まで吸ってても、もう就職したら絶対やめると約束してくれる方はその限りではないですよと、こういうことなんですね。

国立大学だけではなく今民間企業も、例えば星野リゾート、ファイザー、ロート製薬、セントラルスポーツ、ひまわり生命保険とか、もう幾つもの企業がもう就職の条件に喫煙者は勘弁してくださいということで、あるいは就業時間内の喫煙は禁止ですと、休み時間は別ですけど。たばこを吸いに何度も何度も席を離れると、それとたばこを吸わないでずっと仕事をしている人、不公平じゃないかという見方もあるしね。これを一緒に民間企業として推進していこうということで、禁煙推進企業コンソーシアムというのもできているんですね。

さて、大学の環境ですけれども、大学生には未成年もおります。そして、教職員や学生、全ての学校関係者の命と健康を守るために受動喫煙防止対策を徹底していきたいと考えるのも、私は当然あると思いますね。それから、学生の規範となるべき教職員に喫煙者を採用しないとする今回の長崎大学の私は英断は支持したいというふうに思っているんです。

まず、文科省にお聞きしますが、教職員採用でこのような喫煙者を不採用としている大学は、国公立、私立を問わず、これまでに存在したでしょうか。文科省、把握していますでし

ようか。

○政府参考人（伯井美德君） 長崎大学は、御指摘いただきましたように喫煙者を採用しないという方針を示されたわけですが、教職員の採用において喫煙者を採用しないという同様の方針を示している大学がこれまで存在していたかについては、国公立問わずということですが、文部科学省としては把握していないという状態でございます。

○松沢成文君 私の知る限りではやっぱり長崎大学が初めてなんじゃないかなというふうに思います。

さて、大臣、今回の長崎大学の取組を大臣はどう評価されていますでしょうか。また、国立大学の教職員の採用基準というのは、各大学法人の裁量によるものと考えてよろしいのでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 国立大学法人の教職員の採用については、法人化しておりますので、任命権者である学長の人事戦略に基づいて各国立大学法人において自主的、自律的判断によって行われておりますし、また、長崎大学が、今御紹介があったとおり、今年度から教職員採用において喫煙者を不採用とする取組を始めていることについても、この各法人の自主的な判断の下、裁量的に行われているという理解でよろしいかと思ます。

○松沢成文君 じゃ、それでは、今後、ほかの国立大学で同じような方針を打ち出したとしても、それは大学の裁量だから文科省がどうこう言える立場ではないという答弁だったと思いますが、一歩進んで、大学も学校施設ですから、今回の法律でも、東京都の場合、東京都の条例でも規制が掛かって施設内は全面禁煙です。敷地内にはきちっと環境を配慮した喫煙所は置いていいということなんですが、ただ、受動喫煙防止法のその理念というのは、もう外であっても人が触れれば受動喫煙起こるわけで、そういう意味では公共性がある場所は禁煙にしていくのが一番いいわけですね。

ですから、文科大臣として、この大学生や職員、教授たちの健康を守るために受動喫煙防

止を徹底していく。そのためには、採用でもこういう方針打ち出していくべきでないかというような指導をしていく意思はありますか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 先ほど委員御自身がお示しをいただいたとおり、今回の長崎大学の取組は同大学の自主的な判断により行ったものでありまして、これを取り入れるかどうかはそれぞれの国立大学法人が個別に判断するべきものと考えております。

今、委員がこれからの大きなトレンドですとか、あるいは健康、未成年者に対する影響、そういうことを挙げていただいたんですけれども、そういうことも含めて、各国立大学法人が自主的かつ的確に、適切に判断をしていただければというように思います。

○松沢成文君 ちょっと関連して、実は、日本の小学校、中学校、高校、大学は、今、受動喫煙防止対策をもうかなり前から自主的に進めていて、それは未成年がいる、子供がいる空間ですからどンドン進めていて、もう自主的に九〇%が敷地内禁煙で頑張ってきたんです、法律ができる前なのに。しかし、今回の法律で、建物内は禁煙だけど敷地内は喫煙所を造ってオーケーというふうにしちゃったので、一生懸命自主的努力をしてきて九〇%の学校が敷地内禁煙にしているのに、あらっ、法律で外はいいんじゃないということで、逆にそういうことを要求する教職員の方もいるんですよ、やっぱりたばこの好きな方は。じゃ、外にちゃんと造って、そこで吸えばいいんだろう、じゃ、外の喫煙所造ってくれというような意見にもなって、逆行してしまう可能性があるんですよ。

ですから、そういうことに対して、私は、やっぱり自主的努力でここまで受動喫煙防止の環境ができてきたのに法律がそれをおかしくしてしまう可能性もあると思って、その辺りは文科省として何か指導していく考えはあるんでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 今回のこの健康増進法一部改正法は、文部科学省といたしましては、あくまでもこれは受動喫煙を防止する方向のベクトルに進めていく政策の表れなんだよということで、教育委員会等に対しましては通知等によって各学校における受動喫煙防止

対策の一層の推進を促すという取組を行ってきたところであります。

この改正法では、学校を含む第一種施設に特定屋外喫煙所、喫煙場所を設置できることとはされているんですけども、あくまで原則は委員御指摘のとおり敷地内禁煙でありまして、改正法は受動喫煙対策を、繰り返しになりますけれども、一層推進する趣旨のものであるということを繰り返しこれまでも周知をしているところなんですけれども、引き続き、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りながら、通知などによって、そうした受動喫煙による健康の悪影響などから児童生徒等を守るために、これまでの取組に逆行しないように各学校における受動喫煙対策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 是非ともその方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に行きますが、ちょっと順番変えて、ちょっと江戸城天守閣の問題について質問をしますので、順番変わりますが、よろしくお願ひします。

まず、大臣にお聞きしたいんですが、江戸城にも天守閣の再建というか復元構想があつて、NPOの皆さんが一生懸命、私も入っていますが、市民活動を展開しているという事実を御存じでしたでしょうか。もし知っていたならば、そういう活動についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 江戸城についても天守閣の復元を目指した活動があること、そのような活動のうち、NPO等の民間団体が主導するものがあるということについては存じ上げております。

全国でも天守等の復元の動きがありますけれども、一般論で申し上げれば、史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物を十分な歴史的根拠に基づいて復元することは、地域の活性化や文化振興にプラスになるというように考えております。

○松沢成文君 私も、やはり神社仏閣、城郭、そういうものを、もちろん文化財保護法ともしっかりと調整をしながら再建したり復元したりすることは、地域の文化振興にもな

るし、あるいはすばらしい観光資源にもなるし、それをみんなでつくり上げることが私は地方創生にもつながると思っていて、是非ともこれ進めていきたいと思って、今、江戸城あるいは名古屋城の応援をしているわけなんです。

江戸城天守が完全復元することができれば、実は江戸城の三代目寛永度天守は物すごく大きくて、名古屋城や大阪城より全然大きかったんです、徳川の権威を示さなきゃいけないんでね。それで、もしこれが復元できれば世界第二位の巨大な木造建築になるんです。第一位も日本にあって、東大寺大仏殿ですね、それに次いで第二位の大きさ、容積というか体積を誇る木造建築物でありまして、それで、一番、戦国時代から江戸時代になる最後にできた、徳川家の総力を掲げて造った天守閣ですから、日本の城郭技術の最高峰と言われていて、その技術は。もし、これが宮大工の家に残っている建地割図に忠実に木造で復元できたら、もうこれは大変な価値を持つというふうに思います。東京のシンボル、ランドマークにもなりますし、すごい観光資源になるし、そして地域活性化にもつながるというふうに思っているんです。

大臣、私、こういうのを文化の成長戦略と言っているんですよ。文化振興で日本を成長させるんです。文科大臣として、これぐらいの政策、音頭を取っていただけませんか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 先ほど申し上げたとおり、文化振興のためには大変貴重な運動だというふうに思っております。

ただ、御質問の、この江戸城の天守閣復元を実現するためには、歴史的建造物の復元は所有、管理する自治体が行うのが通例なんですけれども、これ、今お配りいただいた資料にあるとおり、これ、今皇居なんです。誰が実施主体となるのかという問題、それから建築資金をどう確保するのかという問題、当時の建築様式で建造する際の耐震などの問題や、あるいは遺構保存への影響、皇室用財産の使用に係る問題といった様々な現代的な課題があると

いうように承知をしております。

文化財保護法との関係では、江戸城跡が特別史跡であるために、天守閣の復元を行う場合には文化庁長官の現状変更の許可が必要になりますけれども、天守台の所有者である宮内庁の同意が前提になることに加えて、現在の天守台は実在した天守閣のための台よりも大きく、歴史的事実との関係をどのように整理をするのか、天守閣が再建されなかったことを、これまで再現されていないんですけれども、どのように考えるのかということ、復元した場合、基礎の設置など、遺構を損傷せずに建設することが本当にできるのかといった課題があるというふうに伺っております。

そういったことも含めて、文部科学省として、専門的知見を生かした技術的指導や助言を試みたいと考えております。

[○松沢成文君](#) そういう答弁になってしまうのも仕方ないと思いますが、まあ、文化庁の立場とか行政の立場で、法律や規制がある、こういう問題をクリアしなきゃできませんよって、それは当たり前の話で、我々も研究しているんですが、ただ、法律や規制があって難しいから、じゃ、できませんとなったら何も進まないわけで、そこはやっぱり政治家がリーダーシップを取って、それを乗り越えてまでも新しい夢を実現しようという動きがあるかどうかによって、私はこれは変わってくるんじゃないかなと思っています。

例えば、江戸城天守復元するとなると五百億掛かると我々は計算をしています。これを税金でやるとなると、また無駄な公共事業に何だということもあるでしょうし、どこがどうお金出すのかというのもあるでしょうけれども、パリのノートルダム寺院の修復にあつという間に一千億寄附が集まる時代なんですよね。ですから、企業のお金がだぶついているのか、あるいは企業にそういう社会的な協力をしたいという貢献心があるのか分かりませんが、私は、江戸城天守ぐらいのその文化的の価値のある、あるいは観光資源としても物すごい可能性がある伝統的建築を、寄附あるいは入場料収入、民間資金でやることは十分可能だと思っ

ていまして、そういうプランもこれから提案をしていきたいと、もう提案をしているんですが、していきたいと思っています。

さて、そこで、今日、皆さんにお配りしたこの私の資料をちょっと大臣にも御覧いただきたいんですが、今、江戸城城址は、明治維新以降皇居になって両陛下がお住まいであります。両陛下がお住まいのこの巨大な西の丸ですよ。それから、北の丸と下にある皇居外苑というのは、北の丸は武道館がある方です、これもう既に環境省、ですから宮内庁ではないんですね、環境省にもう移管されていて、環境省が整備、管理をしているんです。今宮内庁が持っているのは、西の丸と東御苑なんですね。

この西の丸と東御苑、つまり、私は、東御苑の方にお城の遺構はほとんど集まっています。天守閣の天守台も、あるいは本丸御殿も、あるいは富士見やぐらとか、そういうやぐらの、現存するやぐらとか、あるいは大手門、平川門なんかも全部こちらに集まっているんですね。ですから、ここ、こちらを城址公園として整備すると、この江戸城天守がだんだん復元していくわけですよ。

それで、逆に西の丸は広大な緑地です。この中にほとんどの宮内庁、天皇陛下関連施設が入っているわけで、私は、この江戸城の天守を復元するためには、やはり、あそこは今皇居で、宮内庁が持っているんだからできないじゃないかと。まあ言い方悪いですけど、天皇陛下に出ていってもらおうとか、そういう議論になっちゃ絶対いけないですよということで、私は、これだけ広大な江戸城址、皇居は、天皇陛下の平穏な、あるいは安全な住居としての機能と城址公園として日本一の規模を誇った江戸城址を復元していくという二つが同時に並行できるだけの広さがあると思っています。

例えば、天守台があったところから御所、両陛下が住まわれているところは、何と六百三十メートル離れているんですね。これ六十三メートルしか離れていないといたら、上からのぞかれるじゃないとか、こんだけ観光客入ってきたら陛下の平穏な生活が脅かされるじ

やないかってありますが、六百三十メートル、そして、乾堀、蓮池堀とって、堀でも隔てられているんですね。ですから、私は、もう一つ参考に言うと、西の丸の面積は九十四ヘクタール、実は、赤坂御苑、園遊会をやる赤坂御苑が約五十ヘクタールですから、その倍の広さがあるんです、西の丸だけでですよ。広大な敷地があるので、ここで陛下の平穏な生活あるいは儀式、やっていただく。

東御苑は、私は、この平成から令和へのお御代替わりという、本当に皇室にとっても国民にとっても御慶事を記念して、陛下から国民の皆様にご下賜いただけないかという構想を持っているんです。もし、宮内庁管理の皇居から、東御苑は、例えば国土交通省が国営公園として管理してもいいですし、東京都が城址公園として管理してもいいんですよ。そうすることによって、所有者が国土交通省とか都になりますから、城址公園としての整備が、要するに地主さんが変わるわけです、すごくやりやすくなるんですね。

この御下賜をいただくという発想についてどう思うかということをもっとお伺いしたいなと。もうお御代替わりの本当に素晴らしい記念ですから、陛下から国民に素晴らしい財産をいただいた、それを国民の皆さんが、開放型で城址公園を整備し、できれば天守閣の再整備、あるいはもっと言ったら本丸御殿の再整備までつなげて、そこを日本の観光の拠点にするんです、東京の。こういう壮大な計画を私は描いているんですけども、御下賜をいただくという発想について、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 今御提案をいただきました東御苑、こちらの御下賜についてですけれども、この東御苑、江戸城本丸跡は、先ほども申し上げたとおり、現時点において皇室用財産でありまして、こうした場所の取扱いについては東御苑を所有、管理する宮内庁の判断によるものでありますため、私の立場ではちょっとお答えが難しいということです。

○松沢成文君 明治以降、両陛下が東京にいらっしゃって以降、やはり皇室財産というのはもっとももっとたくさんあったんです、今よりも。でも、それが皇室の御慶事で国民の皆様

御下賜されたという例は幾つもあるんですね。

一番、何というか、大きいというか、皆さんなるほどと思うのが、実は、まず、大正二年、井の頭公園、あれ、皇室財産だったんです。皇室の皆さんの休息の場だったんですが、あんな、ちょっと遠くにあんなでかいものもう要りませんということで、東京都から出願いただいて御下賜されて、だから正式名は井の頭恩賜公園なんです。あっ、恩賜井の頭公園かな。恩賜というのが付いている、正式名はね。もう一つ有名なのは、上野恩賜公園です。あの上野の公園も全部皇室財産だったんです。でも、こんなにたくさん使い切れないよということで、実はこのときに大正天皇が、大正十三年ですから、昭和天皇が皇太子になった記念として国民の皆様に御下賜をということで上野恩賜公園なんですね。戦後、終戦後、新しく下賜されたのが、例えば浜離宮がそうです。

ですから、明治以降、時代時代の節目に、そうやって皇室財産が天皇陛下から国民へのある意味で、いい意味でのプレゼントということで、それでそれが公園整備されて、今、都民の憩いの場になっている。私はすばらしいことだと思うんです。

今回、近世では初めて陛下の御譲位があって、新天皇が生まれました。これは、私は、皇室のみだけでなく国民の皆さんの御慶事だと思います。こういう御下賜の前例もあるわけですから、江戸城というか、皇居の東御苑、江戸城の本丸跡を城址公園として整備するためにも御下賜をいただく。

確かに、これは文科省の担当ではないので大臣言えないかもしれませんが、これを是非とも、閣議の場、あるいは担当の大臣、宮内庁を担当しているのは多分内閣府ですかね、その担当大臣と、こういうこともあっていいんじゃないかと、いかがだろうかと、是非とも政治家の立場でこういう大構想を議論していただきたいんですよ、提案してみたいんですよ。私は、提案の仕方によっては国民の皆さんから本当に大きな拍手があり、あるいは両陛下も、そんなに国民の皆さんが喜んでいただけるのはうれしいと言っていただける可能

性十分あると思うんですが、大臣、政治家としていかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 所管する大臣に、今委員から御質問があったことは、私からお伝えすることはやぶさかではありません。

その上で、今いろいろと紹介をいただいた過去の御下賜による様々な公園等の場所のロケーションとの比較等々も踏まえて、適切に判断をしてもらうことになろうというように思います。

○松沢成文君 是非とも、政府として御検討をいただければ有り難いと思います。

次に、またお城関係で、今現在進行中の名古屋城について伺います。

大臣は、名古屋市の河村たかし市長が名古屋城天守閣の木造での再建、復元を目指しているということで、大臣はこの挑戦を支持いたしますか、あるいはこんなことやめておけと否定的なんでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 一般論として言えば、さっき私が申し上げたとおりでありまして、史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物を十分な歴史的根拠に基づいて復元することは、地域の活性化や文化振興に資するものであるというように考えております。

この名古屋城の天守閣は昭和二十年の空襲によって喪失をして、戦後、鉄骨鉄筋コンクリート造りで再建をされたというものでありまして、今御紹介をいただいたように、これを史実に忠実に木造復元しようという名古屋市の取組については、まさしくこの特別史跡の積極的な保存、活用を目指す趣旨であるというように思いますが、ただ、具体的な整備の方法、コスト等々、整備主体である地元の自治体が考えることが基本だというように考えます。

○松沢成文君 じゃ、次、文化庁に伺いますが、名古屋市は何度も文化庁にこの復元をどうやって進めたらいいか相談に来ていると思いますが、文化庁としてはこの名古屋市の木造天守復元についてどのように対応を今しているのか。そして、実は問題なのは、名古屋市がつくっている石垣部会というのがあって、その石垣部会の皆さんが、上の天守を、もう耐震で

もたない古い鉄筋天守を壊して、その後に設計図に基づいて、古写真に基づいて本物の木造天守を造るということをやっちゃうと石垣が毀損されてしまう可能性があるという大反対しているんですね。この石垣部会の見解に対して、文化庁はどのようなあれをお持ちでしょうか。二つ併せて。

○政府参考人（中岡司君） 二点お尋ねでございます。お答え申し上げます。

先ほど大臣の方から答弁ありましたが、国の史跡指定域内にある天守を解体、除却し往時の姿に再建する場合は、文化財保護法による文化庁長官の許可が必要でございます。

天守を解体、除却し往時の姿に再建する場合は、一般的には、現在の石垣の劣化状況等に関する現状調査を実施すること、二つ目には、現在の天守の解体、除却工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られることが示されること、三つ目には、木造天守の忠実な復元がなされるような具体的な計画内容であること、四つ目には、木造復元に関わる工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られることが示されることなどが必要でございます。

こういったことで、現在、先ほど委員御指摘のように、文化庁とやり取りをしておるわけでございますけれども、名古屋市の特例史跡のため設置をいたしました有識者組織、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の部会の一つでございます石垣部会におきまして検討をしているということでございますが、この部会におきましては、天守解体が及ぼす遺構への影響について、天守台石垣の安定性確認のための発掘調査、また仮設物の設置箇所を発掘調査する必要性等が指摘されていると伺っております。

文化庁といたしましては、名古屋市からの現状変更申請がもう既に来ておりますので、石垣部会の意見も参考に文化審議会において審議いただき、適切に判断してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 名古屋市は、上の天守を壊して造り直すということを一緒の復元計画という

基本計画で最初文化庁に申請したんですが、石垣部会からもいろいろ異論があったりして、やり方を変えて、まず耐震がもたない古い鉄筋コンクリート造、今シート張っちゃってますから、危ないから人を入れていないんですよ、それを壊すことだけの申請に変えて文化庁に出し直したんですよ。

ちょっと、この見解について聞くとまた長くなるので、その次の質問に行きますけれども、じゃ、こういうことを議論する文化審議会は五月中に開かれるという報道が幾つもあるんですよ。いつ頃開かれるんですか。ひょっとしたら、もう開かれたんですか。それはいかがでしょう。

○政府参考人（中岡司君） 審査中の案件でございまして、審査中の案件につきましては、文化審議会において静ひつな環境で専門家が学術的、専門的見地から議論する必要がございますので、具体的な審議日程につきましては明らかにしていませんのでございます。本件につきましても、お答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

○松沢成文君 お城の建て直しを許可するか否かという審議をする文化審議会の日程すら公表できないと。ちょっと私は、何という秘密主義かなと思うんですね。例えば、国家安全保障に関わる重要な課題で、もし委員個人の意見が問題になって外から危機にさらされるとか、こういう審議会なら別ですよ。文化審議会では名古屋城をどうするかって、逆に言ったら、僕は一般の人に傍聴させたっていいと思う、勉強のために。こういう秘密主義が私は不信を招くんだと思いますよ。これはしっかりと考え直していただきたいと思います。どういう基準に基づいてそれを秘密にしなければいけないのか、今日はこれは聞きませんが。

大臣、もう一点、あと五分ありますので。

実は、名古屋城の天守を復元するときに、河村市長は、もう設計図あるいは古写真に基づいて木造で完全復元をしたいと言っているんですね。そうすると、バリアフリーのために中にエレベーターを造れないと。もし大型のエレベーターを真ん中に入れてしまうと、柱やは

りの構造を変えなきゃいけないくて、それでは完全復元と言えなくなってしまうと。文化庁もそういう見解だと思えますね。そうすると、将来、百年後、二百年後に、名古屋城の復元天守の価値が認められて国宝になる、世界文化遺産になるというチャンスもあるかもしれないのに、完全復元じゃないじゃないかという異論も出てくると困るので、河村市長はエレベーターは置かないというふうに言ったんです。そうしたら、障害者団体の皆さんを中心に、何なんだと、車椅子の方が上に行けないじゃないかという、今大論争になっているんですね。

さあ、大臣、歴史的価値のある伝統的な木造建築物、それも高層階のものを復元するに当たって大臣は、バリアフリーのためにエレベーターはやむなし、やっぱり造るべきだとお考えか、それとも、オリジナルの復元こそ価値があるので、それはむしろほかの方向を考えるべきなのか、今、河村市長はそうですね。どちらの立場に立ちますか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 大変悩ましい御質問だと思います。

昔はバリアフリーという概念は当然のことながらありませんでしたから、史跡が有する価値を適切に保存して次世代に確実に伝えることが必要である一方、現代社会においては、障害のある方や高齢者を含む全ての方がより快適に文化財に親しむことができるように文化財の活用ためのバリアフリー化もまた重要だと思います。

ですから、文化財のバリアフリー化と史跡の価値を保存するということをできる限り両立をすることが望ましいですし、もし可能であればそういった技術についてやはり真剣に英知を結集して、バリアフリーの在り方や具体的対策について、施設の所有、管理を行う名古屋市において適切に判断をしていただきたいなというように考えます。

○松沢成文君 私、前回も言ったんですけれども、名古屋市がやっているんだから名古屋市に、判断して、頑張ってくださいじゃなくて、これは名古屋城だけじゃないんです。現存五天守、国宝の、例えば姫路城や松本城だってもうこんな急な階段ですから車椅子の人は上がれないんですよ、上に。

だから、現存天守だって起きる問題なんで、国宝を守るためにも、重要文化財を守るためにも、これは文化庁が技術開発に、例えば車椅子を上げるためにはエレベーターじゃなくど
ういう技術があるのかとか、それを一緒になって開発するとか、そういう私は国の責任もあ
ると思うんですけど、やっぱり名古屋市を支援する、ほかの国宝や重要文化財、世界遺産、
そういうところで障害者のバリアフリー化について技術革新をどうやって行うのか、それに
国がもう少し関与するというか、リーダーシップを取ってもいいと思うんですが、いかがで
しょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） ちょっとこの後また文化庁と相談しますが、恐らく民間の様々
な英知、技術を、特に伝統工芸等の専門家などにももしかするといい知恵があるかもしれま
せん。この後ちょっと検討、協議をしたいというように思います。

○松沢成文君 ラストの質問にしますが、実は、これから神社仏閣や城郭を完全復元すると
したら膨大な木材が必要なんですよね。実は、この木材もいいのを仕入れるとなると相当値
段が高くコストが掛かって、これは造る方としてはお金の問題に直面するわけです。

今、国有林が全国の森林の約三割ですよ。国有林はもう大きな木が育っちゃって、伐採す
るのに民間の力を借りようというって今度法案が出ているわけでしょう。そうであれば、国有
林の材木をこういう本当に文化的の価値の高い史跡の復元なり再建に提供する、そういう私、
やり方があっていいと思うんです。だって、国有林は国民のもんですから、国民が喜ぶ価値
のある文化財の復元に使うわけですから。

こういうのをやっぱり大臣、農水大臣になるのかな、これ、担当は、林野庁を担当する、
やっぱり大臣が横で連携して、お互い協力体制つくろうじゃないかと、こういうことを検討
いただけないでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 大変示唆に富む御提案だと思いますけれども、現時点において
天守閣再建を計画している名古屋市から文化庁に対し、あるいは林野庁に対して、木材の調

達について国に支援してほしいという御要望をまだいただけていないところでありますので、貴重な御提案だと思えますけど、今後、必要があれば名古屋市から関係各省に御要望や御相談がなされるものと考えておりますし、もし私のところに来れば、それはもちろん吉川農水大臣の方にもお伝えをしたいというふうに考えております。

○松沢成文君 時間ですので終わります。ありがとうございました。